



平成 28 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 D M G 森 精 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 雅 彦
(コード番号：6141 東証第一部)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 副 社 長 近 藤 達 生
(T E L 0 3 - 6 7 5 8 - 5 9 0 0)

DMG MORI AG との協業強化についてのスケジュール等に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 7 日付「DMG MORI AG 株式の 75% 超の取得 と協業強化に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社と DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT（以下「AG」といいます。）との一体性を強化するために、当社の連結対象会社である DMG MORI GmbH と AG との間で、ドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」といいます。）の法令に基づくドミネーション・アグリーメントを締結する準備を行ってまいりましたが、以下のとおり、スケジュール等が確定し、6 月 2 日開催の弊社取締役会でドミネーション・アグリーメントの締結を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. スケジュールについて

2016 年 7 月 15 日に AG 社株主総会におけるドミネーション・アグリーメントの承認を予定しております。ドミネーション・アグリーメントの AG の商業登記簿への登録及びドミネーション・アグリーメントの発効は、2016 年度後半を予定しております。

2. 業績への影響

2016 年度末までにドミネーション・アグリーメントが発効することを条件とし、2016 年度以降の AG の利益及び損失は DMG MORI GmbH に移転します。

一方、DMG MORI GmbH は、同社以外の AG 株主（以下「少数株主」といいます。）からの株式買取請求があった場合、ドミネーション・アグリーメントの発効が公示された後 2 ヶ月間に限り、それに応じる必要があります。その買取価格は、AG 株式一株あたり 37.35 ユーロと決定されました。

また、ドミネーション・アグリーメントの発効に伴い、DMG MORI GmbH は、少数株主に対し、年度ごとの継続補償を支払う必要があります。その価額は、AG 株式一株あたり 1.17 ユーロ（税込）に決定されました。

上記の金額は、ドイツの関係法令に基づきドイツの裁判所が認定した監査人が公正な価格として監査したものです。

以 上